

函館市監査公表第6号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年7月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 福 管
令和 6 年(2024 年) 6 月 28 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監 査 等 実 施 期 間	令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 5 年 12 月 25 日	提出日	令和 6 年 2 月 5 日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
<p>社会福祉総務費において、社会福祉法人函館市社会福祉協議会に対し補助金を交付しているが、同補助金の対象経費に対象外経費である函館港まつりなどへの協賛金を含めて金額を算定していた。</p> <p>保健福祉部においては、協賛金を対象外経費として取り扱うこととしているが、概算払いによる同補助事業の精算において、収支決算額に対象外経費が含まれていないことを確認するために必要な事務である、補助事業者から提出された資金収支計算書の決算額の明細内訳を確認していないなど、補助事業等実績報告書の内容が補助金の交付条件に適合するものであるかどうかを調査しないまま補助金額を確定していた。</p> <p>これは、補助事業に係る対象経費が補助金額を大幅に上回っており、補助金額に影響がないため、補助することが適当でない認められる経費を除外することについて意識していなかったこと、また、対象外経費についての必要な指導が行われていなかったことから、補助事業者がどのような経費が交付対象外となるかについて認識できなかったことなどが原因であると思料される。</p> <p>補助金の交付に当たっては、対象経費に対象外経費が算入されていないかについて精査することはもとより、補助事業者に対し対象外経費の範囲を明示し指導を行うなど、適正な事務の執行となるよう努められたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>函館市社会福祉協議会への補助金の交付にあたっては、対象外経費をあらためて補助事業者へ明示し指導するとともに、令和 5 年度補助事業の精算にあたっては、補助事業者から提出された資金収支計算書における決算額の明細内訳等を精査し、補助事業に要した経費に対象外経費が含まれていないことを確認したうえで補助金額を確定したところでありす。</p> <p>今後におきましても、函館市補助金等交付規則および運用方針にのっとり適切な事務の徹底に努めてまいります。</p>			